

5/31 (火)・6/7 (火)

菊池北中学校で乳児ふれあい学習

菊池北中学校の2年生 102人が2日間にわたり乳児ふれあい学習を行いました。この学習は、思春期の子どもたちが乳児とのふれあいを通じて命の尊さや子育ての大切さ、親としての責任や喜びについて考える機会となるよう、市と中学校の共催で実施しています。

1日目は助産師の講話を聞き、妊婦体験を行いました。2日目は、生後2～7カ月の18組の赤ちゃんとお母さんに協力いただき、赤ちゃんを抱っこしたり、衣服の着脱やオムツ交換、出産や育児についての話を聞く中で育児の喜びや、親になる責任などを学びました。



ぎこちない手つきで赤ちゃんの着替えをする菊池北中の生徒

6/3 (金) 菊池市管工事組合が清掃ボランティア

全国水道週間（6月1日～6月7日）の取り組みの一環として、菊池市管工事組合（平嶋俊郎組合長）15社が市内の簡易水道施設の清掃ボランティア活動を実施しました。

同組合では水道週間に合わせて毎年ボランティア活動を実施しており、今年は旭志地区の配水地の除草と清掃作業を行いました。各施設の雑草もきれいに刈り取られ、見違えるほどきれいになりました。大変お疲れさまでした。



除草作業中の組合員の皆さん

5/28 (土) 平成23年度熊本県乾しいたけ品評会で菊池市が団体賞を受賞

平成23年度熊本県乾しいたけ品評会表彰式は、熊本市（熊本県椎茸農業協同組合）で開催され、本市が団体賞を受賞しました。この賞は県内で最も出品数が多い市町村に贈られる賞で、平成5年からの連続受賞となります。今回の品評会では、県全体の出品数214点のうち、本市の出品数は93点でした。

本市で生産される乾しいたけ生産量は、全国でも3位（平成21年度）となっており、そのほとんどが原木栽培によるものです。今後の更なる椎茸生産が期待されます。

本市の受賞者は次のとおりです。（敬称略）



菊池椎茸振興会の上田壽男会長（左）が福村市長に受賞を報告しました

◎熊本県乾しいたけ品評会会長賞
〈700gの部〉

- 1等賞 こうしん 森田 修
- 2等賞 こうこ 緒方啓一
- 2等賞 こうしん 上田壽男
- 3等賞 こうこ 山野幸輔
- 3等賞 こうしん 中村文彦
- 奨励賞 こうしん 渡辺利春

〈大箱の部〉

- 1等賞 どんこ 村上正八
- 1等賞 こうこ 棧敷野照男
- 1等賞 こうしん 上田壽男
- 3等賞 こうこ 山野幸輔
- 奨励賞 こうこ 水口勝之

6/2 (木) 「あとぜき会」が物品を寄贈

「あとぜき会」（河上英輔会長）より社会福祉協議会（福村三男会長）へワイヤレスアンペアの寄贈がありました。「あとぜき会」は、平成8年に市内の事業所が異業種間交流と地域貢献を目的に発足し、商店街の街路灯のデザイン制作やヤーコン焼酎の製造など、市の活性化に貢献しています。受けとった福村三男会長は、「協議会の円滑な運営には地域の皆さんの協力が必要不可欠です。大切にさせていただきます」と話しました。



河上会長（左）より福村会長へワイヤレスアンペアが手渡されました

5/28 (土) 測友会が草刈ボランティア

菊池郡市内に事業所を置く測量関係の会社で組織する測友会の皆さんが、「道の駅旭志」付近の国道325号沿道沿いの草刈ボランティアを実施しました。このボランティア作業は平成20年度から実施され、菊池市内では5回目です。

今回は、台風2号の接近による悪天候の中、足元の滑りやすい法面の草刈作業や竹の伐採作業に苦労しながらの作業となりました。

測友会の皆さん、ありがとうございました。



雨で足元が滑りやすく、傾斜が急な法面は大変な作業でした

今月は、誰にでも起こる可能性がある事例を、実際の相談を参考に紹介します。

マルチ商法（連鎖販売取引）

Q 友達と一緒に、「商品の販売マージンで絶対儲かる」とファミリーストランで4時間も説得された。「お金がない」と断っても消費者金融に連れて行かれ、借金して払ってしまった。契約を解約したい。

A マルチ商法の場合、契約してから20日間以内ならクーリングオフで契約の解除ができます。マルチ商法の被害は後を絶ちません。最近ではネットワークビジネスとも称しています。健康食品や化粧品など対象商品も多様です。

Q マルチ商法について注意することはありますか。

A マルチ商法は、次々と会員を増やすことで、会の中で自分の地位が上がり簡単に収入が増えると錯覚させます。あてにしていた収入は得られず、無理して抱え込んだ商品と借金が残されます。声をかけやすい友人や知人を新たな会員に引き込むことで、被害者が容易に加害者になってしまいます。友人を失うことにもなりかねません。決して手を出さないようにしましょう。

加入後一年以内の人であれば、未使用製品には中途解約制度もあります。

「はい！こちら菊池市消費生活センターです！」
問い合わせ先 菊池市消費生活センター
平日午前10時～正午、午後1時～午後4時
0968(36)9450
商工観光課入り口

有情報サイトをめぐる問題

Q インターネットの有情報サイトで年齢認証画面の「はい18才以上です」をクリックしたら「登録ありがとうございます」と表示され、あわてて消しても請求画面が消えない。どうしたらいいか。

A ワンクリック詐欺と言われるものです。契約は成立していませんので料金を払う必要はありません。住所を調べて家に集金に行くなどといった脅迫的な言葉で、料金を払わせようとするが、相手に自分の個人情報漏れることはありません。「退会希望」などでメールや電話で連絡すると、巧みに個人情報を出され更なる被害に遭うこととなります。根拠のない請求は完全に無視しましょう。請求画面が消えない場合などは消費生活センターに相談してください。

消費生活センターでは、専門の相談員が常駐しています。相談は無料で、相談室もあり個人の秘密は守られます。気軽に相談ください。

また、菊池市のホームページ上でもいろいろな質問と回答を掲載します。ぜひご覧ください。